

受理番号第2号

平成30年2月20日

守谷市議会議長 梅木 伸治 様

陳情者

住所 茨城県守谷市立沢1763-2

氏名 守谷平和の会 代表 嘉藤田 孝

### 核兵器禁止条約の調印を求める意見書提出を求める陳情書

#### 【陳情趣旨】

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た昨年7月7日、ついに核兵器禁止条約が国連で採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人間的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助行方責任も明記され、被爆者、被爆国の国民の要望に応えるものになっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められています。

守谷市は「市民の平和を願う心を結集し、核兵器廃絶平和都市宣言」を内外に表明しています。また市長は核兵器廃絶を願う「平和首長会議」にも加入しています。

昨年9月20日から、核兵器禁止条約の署名が開始されています。私たちは、日本政府が速やかに禁止条約に調印することを求めています。

下記事項について、地方自治法第99条にもとづいて政府に対し、「意見書」を提出していただくように要請します。

#### 【陳情事項】

1. 日本政府は核兵器禁止条約の調印を速やかに行うこと。

提出先 内閣総理大臣 外務大臣